

◎新潟県告示第497号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

下桐(2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた区域

長岡市寺泊下桐

字小舟戸

3843番1 1号

3700番1 2号、3号及び4号

3865番1 6号及び7号

3840番2 8号

字五社

850番1 5号